

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例施行規則(平成十三年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十三条第一項中「意見書又は資料の閲覧又は写し」を「意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」に、「諮問実施機関」を「審査会」に改め、同条第二項中「諮問実施機関」を「審査会」に改める。

別記様式第三号中

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立て(審査請求)をすることが
できます。

4 また、この処分があったことを知った日(に対して異議申立て(審査請求)をした場合は、当該異議申立て(審査請求) に対する
の決定(裁判)のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として
広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、
となりません。)。

を

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることが
できます。

4 また、この処分があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する
の判決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として
広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、
となりません。)。

に改める。

別記様式第四号中の別記様式第三号中の様式を

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立て(審査請求)をすることが
できます。

2 また、この処分があったことを知った日(に対して異議申立て(審査請求)をした場合は、当該異議申立て(審査請求) に対する
の決定(裁判)のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として
広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において

て広島県を代表する者は、 となります。) 。

を

「 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
2 また、この処分があったことを知った日 (に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、 となります。) 。

に於ける。

広島県名録十一の五

備	考

を

備	考
注意事項 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 【 なお 「開示を実施する日」の前日までに審査請求がないときは、審査請求ができる期間内であっても開示されることとなります。】 2 また、この処分があったことを知った日 (に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、 となります。) 。	

に於ける。

広島県名録十の四の五

「 広島県情報公開条例第8条第1項の開示決定等について、行政不服審査法の規定に基づく異議申立て (審査請求) があったので、同条例第19条第1項の規定により、次の事項について諮問します。 」

を

「 広島県情報公開条例第8条第1項の開示決定等 (第5条の規定による開示請求に係る不作為) について、審査請求があったので、同条例第19条第1項の規定により、次の事項について諮問します。 」

「 異議申立て (審査請求) に係る開示決定等の対象となった行政文書の件名」を「審査請求に係る開示決定等 (開示請求に係る不作為) の対象となった行政文書の件名等」に「開示決定等をした」を「開示決定等をした (開示請求に係る不作為の)」に「異議申立書 (審査請求書)」を「審査請求書」に「審査請求書」に

「 (4) 異議申立て (審査請求) に係る経過説明書
(5) その他 」 や

「 (4) 審査請求に係る経過説明書
(5) 弁明書の写し
(6) 反論書の写し
(7) 意見書の写し
(8) その他 」 び

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 や

「 注 1 不用な文字は、消すこと。 び
注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 び

広島県保健福祉部

「 行政文書の開示請求に係る開示決定等 (行政文書の開示請求に係る不作為) に対する審査請求について、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました。 」

や

「 行政文書の開示請求に係る開示決定等 (行政文書の開示請求に係る不作為) に対する審査請求について、広島県情報公開条例第 19 条第 1 項の規定により、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました。 」

び 「不服申立ての内容」 や 「審査請求の内容」 び
「不服申立てがあった日 」 や 「審査請求があった日 」 び

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 や

「 注 1 不用な文字は、消すこと。 び
注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 び

広島県保健福祉部 「 様 」 や 「広島県情報公開・個人情報保護審査会 様」 び

申出者の区分	1 不服申立人	2 参加人
担当部署	電話 ()	—

や

申出者の区分	1 審査請求人	2 参加人	3 諮問実施機関
--------	---------	-------	----------

び

広島県保健福祉部

「 第 号 」 や 「 平成 年 月 日 」 び
平成 年 月 日 」 や 平成 年 月 日 」 び

ひがぬ。 氏記簿記録印中

部分開示の日時及び場所	日時	平成	年	月	日	時以後
	場所					

を

部分開示の日時及び場所	日時	平成	年	月	日	() 時から
	場所	平成 <td>年<td>月<td>日<td>() 時まで</td></td></td></td>	年 <td>月<td>日<td>() 時まで</td></td></td>	月 <td>日<td>() 時まで</td></td>	日 <td>() 時まで</td>	() 時まで

ひ

3 法定代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、法定代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

を

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人…戸籍謄本等、任意代理人…印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。

ひ

6 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。
7 また、この処分があったことを知った日（ に対して異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する の決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

を

6 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
7 また、この処分があったことを知った日（ の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

ひがぬ。

氏記簿記録印中

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。
3 また、この処分があったことを知った日（ に対して異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する の決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

【 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
 3 また、この処分があったことを知った日（ ） に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

【 2018年9月】

広島県知事に対する広島県知事に対する

【 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。
 2 また、この処分があったことを知った日（ ） に対して異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する の決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

【 2018年9月】

【 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
 2 また、この処分があったことを知った日（ ） に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

【 2018年9月】

広島県知事に対する広島県知事に対する

備	考

【 2018年9月】

備	考
<p>注意事項</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 【 なお「開示を実施する日」の前日まで審査請求がないときは、審査請求ができる期間内であっても開示されることとなります。】</p> <p>2 また、この処分があったことを知った日（ ） に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。</p>	

ます。)

ひろゆん。

別記様式第十七号、別記様式第十八号、別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号中

- 「 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。
- 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する の決定（裁判）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

あ

- 「 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、この処分があったことを知った日（ に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する の裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、 となります。）。

ひろゆん。

別記様式第二十号

- 「 広島県個人情報保護条例第12条第1項に規定する開示決定等（第25条第1項に規定する訂正決定等・第32条第1項に規定する利用停止決定等）について、行政不服審査法の規定に基づき異議申立て（審査請求）があったので、同条例第34条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

あ

- 「 広島県個人情報保護条例第12条第1項に規定する開示決定等（第25条第1項に規定する訂正決定等・第32条第1項に規定する利用停止決定等・第9条第1項の規定による開示請求に係る不作為・第22条第1項の規定による訂正請求に係る不作為・第29条第1項の規定による利用停止請求に係る不作為）について、審査請求があったので、同条例第34条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

ひ

- 「 1 異議申立て（審査請求）に係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の対象となつた保有個人情報の内容

あ

- 「 1 審査請求に係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等・開示請求に係る不作為・訂正請求に係る不作為・利用停止請求に係る不作為）の対象となつた保有個人情報の内容

ひ

- 「 2 開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）をした具体的な理由

」

」

「 2 開示決定等をした（訂正決定等をした・利用停止決定等をした・開示請求に係る不作為の・訂正請求に係る不作為の・利用停止請求に係る不作為の） 具体的な理由

」

「 「異議申立書（審査請求書）」

（4） 異議申立て（審査請求）に係る経過説明書

（5） その他

「 （4） 審査請求に係る経過説明書

（5） 弁明書の写し

（6） 反論書の写し

（7） 意見書の写し

（8） その他

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

」

「 注1 不用な文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

〒630-8511 三木

「 自己情報開示請求に係る開示決定等（自己情報訂正請求に係る訂正決定等・自己情報利用停止請求に係る利用停止決定等）に対する不服申立てについて、広島県個人情報保護条例第34条第1項の規定により、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました。」

」

「 自己情報開示請求に係る開示決定等（自己情報訂正請求に係る訂正決定等・自己情報利用停止請求に係る利用停止決定等・自己情報開示請求に係る不作為・自己情報訂正請求に係る不作為・自己情報利用停止請求に係る不作為）に対する審査請求について、広島県個人情報保護条例第34条第1項の規定により、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しました。」

」

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

」

「 注1 不用な文字は、消すこと。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

〒630-8511 三木

保護審査会 様」

申出者の区分	1 不服申立人	2 参加人
担当部署	電話 () —	

」

申出者の区分	1 審査請求人	2 参加人	3 諮問実施機関
--------	---------	-------	----------

に改める。

別記様式第三十二号中
「第 号」
平成 年 月 日」や 平成 年 月 日」

「 印」や

「広島県情報公開・個人情報保護審査会 印」
「担当部署」や「審査会事務局」

「2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。」

を

「2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ審査会事務局に連絡してください。」

に改める。

(広島県税規則の一部改正)

第四条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則別記様式第七号中「60日」を「3か月」に改める。

附則別記様式第十二号及び附則別記様式第十四号並びに別記様式第四号中「60日」を「3か月」
に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第五号(裏)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第五号の二の二(裏)、別記様式第五号の三(表)、別記様式第五号の四の二(裏)、別記様式第五号の五(裏)、別記様式第五号の六の二(裏)、別記様式第五号の七(裏)、別記様式第五号の七の二(裏)、別記様式第五号の八(裏)、別記様式第五号の九(表)、別記様式第五号の九の二及び別記様式第五号の九の三(裏)中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第五号の九の四中「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第五号の十(裏)、別記様式第五号の十の二(裏)及び別記様式第五号の十一(裏)中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第五号の十二(裏)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「ただし」を「ただし、①」に改める。

別記様式第五号の十三(裏)及び別記様式第五号の十三の二中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査

請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第九号の二中「60日」や「3か月」となる。

別記様式第九号の三中「60日」や「3か月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「決定」や「裁決」となる。

別記様式第十号及び別記様式第十号の二(裏)中「60日」や「3か月」となる。

別記様式第十号の三(裏)(注)中「60日」や「3か月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「決定」や「裁決」となる。

別記様式第十号の四中「60日」や「3か月」となる。

別記様式第十号の五(裏)(注)中「60日」や「3か月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「決定」や「裁決」となる。

別記様式第十一号(裏)中「60日」や「3か月」及び「異議申立て（審査請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第十一号(裏)中「60日」や「3か月」となる。

別記様式第十一号(裏)中「60日」や「3か月」及び「異議申立て（審査請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第十一号の五(裏) 別記様式第十一号の六(裏) 別記様式第十一号の六の二(裏)及び別記様式第十一号の七(裏)中「60日」や「3か月」となる。

別記様式第十一号の八(裏)中「60日」や「3か月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「決定」や「裁決」となる。

別記様式第十二号の二及び別記様式第十三号の二(裏)中の「60日」や「3か月」及び「異議申立て（審査請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第十五号中「60日」や「3か月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「決定」や「裁決」となる。

別記様式第十五号の二中

「た日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができず。」

「た日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができず。」

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。」

別記様式第十六号、別記様式第十六号の四及び別記様式第十六号の五中「60日」や「3か月」及び「異議申立て（審査請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第十六号の五の二中「この告知」や「この通知」及び「60日」や「3か月」及び「異議申立て（審査請求）」や「審査請求」及び「決定（裁決）」や「裁決」となる。

別記様式第十六号の六及び別記様式第十六号の六の二中

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

や

「(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のおつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

(なお、審査請求書は、なるべく当県税務所を経由して提出して下さい。)
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のおつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

」

ひがふ。

別記様式第十六号の七及び別記様式第十六号の二廿「60日」や「3か月」並びに「異議申立て(審査請求)」や「審査請求」並びに「決定(判決)」や「判決」並びに

別記様式第十六号の八の四及び別記様式第十六号の十中

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

や

「(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のおつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

(なお、審査請求書は、なるべく当県税務所を経由して提出して下さい。)

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のおつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

」

ひがふ。

別記様式第十六号の十一、別記様式第十六号の十二、別記様式第十六号の十四、別記様式第十六号の十八及び別記様式第十六号の十九中「60日」や「3か月」並びに「異議申立て(審査請求)」や「審査請求」並びに「決定(判決)」や「判決」並びに

別記様式第十六号の二十中「60日」や「3か月」並びに「異議申立て(審査請求)」や「審査請求」並びに「決定(判決)」や「判決」並びに

別記様式第十六号の二十四、別記様式第十六号の二十六、別記様式第十六号の二十九、別記様式第十六号の三十二及び別記様式第十七号中「60日」や「3か月」並びに「異議申立て(審査請求)」や「審査請求」並びに「決定(判決)」や「判決」並びに

別記様式第二十号中「この決定」や「この通知」並びに「60日」や「3か月」並びに「異議申立て(審査請求)」や「審査請求」並びに「決定(判決)」や「判決」並びに

別記様式第十九号の二中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記様式第二十一号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を経た後」を「裁決を経た後」に、「決定のあつた」を「裁決のあつた」に、「決定がない」を「裁決がない」に、「決定を経ない」を「裁決を経ない」に改める。

別記様式第二十一号の二(裏)、別記様式第二十一号の二(二裏)、別記様式第二十一号の三(裏)、別記様式第二十一号の三(二裏)及び別記様式第二十一号の四(裏)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第二十二号(裏)及び別記様式第二十四号(裏)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記様式第二十九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記様式第三十八号の二から別記様式第三十八号の四までの様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第四十四号から別記様式第四十四号の三まで、別記様式第五十一号から別記様式第五十一号の三まで、別記様式第五十一号の五、別記様式第五十一号の六、別記様式第五十一号の九、別記様式第五十一号の十、別記様式第五十一号の十二、別記様式第五十一号の十三、別記様式第五十二号及び別記様式第五十二号の二中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第五十二号の三及び別記様式第五十二号の四中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第六十一号の二、別記様式第六十一号の三、別記様式第六十二号の二、別記様式第六十二号の三及び別記様式第六十二号の六中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第六十四号の二、別記様式第六十四号の三、別記様式第六十五号の二、別記様式第六十五号の三、別記様式第六十六号の二及び別記様式第六十七号の六中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第七十号中「この通知」を「この命令」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第七十三号の三中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第七十六号中「この通知」を「この命令」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第七十七号の二、別記様式第七十八号及び別記様式第七十八号の二中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第八十号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記様式第八十号の五中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第八十五号の一の三及び別記様式第八十五号の一の四中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第八十五号の一の五(注)及び別記様式第八十五号の一の六(注)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第八十五号の一の七中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第八十八号及び別記様式第九十四号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第五条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第百五十五号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第六条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号及び別記様式第十七号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(滞納処分に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第七条 滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、別記様式第十号から別記様式第十三号の二まび、別記様式第十七号(裏)及び別記様式第十八号(裏)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第二十四号中「この謄本」を「この調書」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第二十五号、別記様式第二十五号の二、別記様式第二十七号、別記様式第二十九号、別記様式第三十一号、別記様式第三十五号及び別記様式第三十六号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第三十八号中「この謄本」を「この調書」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第四十号、別記様式第四十号の二、別記様式第四十一号、別記様式第四十二号、別記様式第五十六号、別記様式第六十二号、別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁

決」を「裁決」に改める。

別記様式第七十六号中「この謄本」を「この調書」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第九十号、別記様式第九十四号、別記様式第百六号及び別記様式第百二十三号から別記様式第百二十六号までの様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第百三十一号中「この謄本」を「この計算書」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第百二十八号から別記様式第百四十一号までの様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第八条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第十三号(注)中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「ただし、」を「ただし、①」に改める。

別記様式第十八号及び別記様式第二十一号から別記様式第二十五号までの様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第二十九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立ての決定」を「審査請求の裁決」に改める。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十五号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号、別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(広島県屋外広告物に関する規則の一部改正)

第十条 広島県屋外広告物に関する規則(昭和三十九年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第十一条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第百二十二号)の一部を次のように

改正する。

別記様式第八号、別記様式第九号、別記様式第十七号及び別記様式第十八号中

「この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分に対する取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後には、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分に対する取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

一 審査請求があつた日から2か月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けた日(広島県開発審査会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県開発審査会の裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

に改める。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第十二条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「60日」を「3か月」に改める。

(優良住宅新築認定事務に関する規則の一部改正)

第十三条 優良住宅新築認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(広島県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正後の広島県情報公開条例施行規則第十条第一項の規定、第十三条の規定及び別記様式第十四号から別記様式第十七号までの様式は、この規則の施行後にされた広島県情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)又はこの規則の施行後にされた同条例第五条の規定による開示請求(以下「開示請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、この規則の施行前にされた

た開示決定等又はこの規則の施行前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについて、なお従前の例による。

ては、なお従前の例による。

(広島県個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則による改正後の広島県個人情報保護条例施行規則第十九条第一項の規定、第二十四条の規定及び別記様式第二十九号から別記様式第三十二号までの様式は、この規則の施行後にされた広島県個人情報保護条例第十一条第一項若しくは第三項の規定による決定(以下「保有個人情報開示決定等」という。)、同条例第二十四条第一項若しくは第二項の規定による決定(以下「訂正決定等」という。)、同条例第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定(以下「利用停止決定等」という。))又はこの規則の施行後にされた同条例第九条第一項の規定による開示請求(以下「保有個人情報開示請求」という。)、同条例第二十二條第一項の規定による訂正請求(以下「訂正請求」という。))若しくは同条例第二十九条第一項の規定による利用停止請求(以下「利用停止請求」という。))に係る不作為に係る審査請求について適用し、この規則の施行前にされた保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの規則の施行前にされた保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。